

2026 年 9 月 11 日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目 6 番 7 号
株式会社北日本銀行
取締役頭取 石塚 恭路

株式分割に関する基準日設定公告

当行は、2026 年 7 月 31 日開催の取締役会において、2026 年 10 月 1 日（木曜日）を効力発生日として、当行普通株式を、1 株につき 3 株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当行の発行可能株式総数は、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2026 年 10 月 1 日（木曜日）をもって、当行定款第 6 条を変更し、24,000,000 株増加して、36,000,000 株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

1. 株式分割後の所有株式に関するご案内は、2026 年 10 月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
2. 2026 年 10 月 1 日（木曜日）をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）